

うるま市告示第144号

うるま市離島患者等通院費等支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月20日

うるま市長 中村 正人

うるま市離島患者等通院費等支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

うるま市離島患者等通院費等支援事業助成金交付要綱（令和5年うるま市告示第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

新型コロナウイルス感染症患者等	新型コロナウイルス感染症と診断された者及び新型コロナウイルス感染の疑いがあり、検査を受ける者	島外医療施設への、新型コロナウイルス感染症に係る検査及び治療を受けるための通院とする。
重度障がい者（児）	次の各号のいずれかに該当する者 （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生労働省令第15号）に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者 （2） 沖縄県療育手帳制	医師が当該医療機関での治療が必要と認める通院。なお、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。

	度により療育手帳の交付を受けている者で、その知的障害の程度が最重度（A 1）又は重度（A 2）に該当する者 （3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が 1 級に該当する者	
上記の患者の付添人	上記の離島患者等の親権を行う者、配偶者、扶養義務者、後見人、保佐人、補助人その他離島患者等を現に看護する者であって、当該医療施設への通院に同行し、支援する者。なお、付添人は、離島患者等が、未成年者、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）における要介護若しくは要支援者又は医師が通院のために必要であると認めるものであって、うるま市が付き添いを要すると認めたものに限る、1 名までを対象とする。	

」を

「

重度障がい者（児）	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生労働省令第15号）に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者 (2) 沖縄県療育手帳制度により療育手帳の交付を受けている者で、その知的障害の程度が最重度（A1）又は重度（A2）に該当する者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級に該当する者	医師が当該医療機関での治療が必要と認める通院。なお、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。
上記の患者の付添人	上記の離島患者等の島外医療施設への通院に同行し、支援する者として市が認めるもの。なお、付添人は、	

	離島患者等が、未成年者、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）における要介護者若しくは要支援者又は医師が通院のために必要であると認める者であつて、市が付き添いを要すると認めるものに限り、1 名まで（離島患者等が 1 8 歳未満の場合は 2 名まで）を対象とする。	
--	---	--

」に

改める。

別表第 2 中

「

補助対象経費	基準額
うるま市が離島患者等に対し、通院費として助成する経費であつて、次に掲げる経費 航路運賃、宿泊費	航路運賃 「沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業に関する協定書」等に基づき事業者が定める離島住民向け運賃の 8 割相当額（1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
	宿泊費 1 泊当たり 5, 0 0 0 円とし、これに補助対象となる通院に係る必要最低限の宿泊数を乗じて得た額。ただし、各年度 2 5, 0 0 0 円を限度とする。

」を

「

補助対象経費	基準額
うるま市が離島患者等	航路運賃

